

南相馬市規則第 号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例施行規則を廃止する規則

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例施行規則（平成 26 年南相馬市規則第 28 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日までに使用者が一時宿泊所の使用を終了し、又は原状に回復しないときは、第 9 条第 3 項及び第 10 条から第 12 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。